

令和8年度
品川区

参加費無料

創業支援 セミナー

2026 5/24(日) ~ 6/28(日)



セミナーの概要

事業計画の作成や顧客獲得方法など起業に必要な知識を学びます。

オリエンテーション+本講座4回+最終面談(必須)の伴走支援付きのカリキュラム(最終面談 7/1~7/21)

受講のメリット

※詳細は裏面をお読みください。

セミナー修了者は、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受けることができ、会社設立の際の登録免許税の減免や、信用保証の特例等の支援制度を利用できるようになります。

開催日時・場所

5/24(日) ~ 6/28(日) 10:00~12:00

最終面談：7/1(水)~7/21(火)

場 所： 品川産業支援交流施設 SHIP
(大崎駅徒歩8分・裏面地図を参照)

5/24	【オリエンテーション・経営】 ・区内創業施設や創業時の補助金などの活用法 ・創業・起業に必要な考え方
5/31	【経営】社会・地域貢献をカタチにする創業 ・地域・社会課題と理念、ビジョンの作り方 ・ビジネスプランを考える
6/7	【販路開拓】売れる仕組みを考える ・マーケティング・販路開拓
6/14	【人材育成】チームづくりを一体化させる方法 【財務】創業時に必要なお金の話 ・組織の考え方とチームを一体化させる ・資金調達計画を作る
6/28	【財務】収支計画の作り方 ・売上とコストを考えて利益計画を作る

定員・受講料

定員：25名程度(選考あり)

受講料：無料

右記、申込フォームからお申し込みください。

▼申込フォーム



講師



竹林 晋氏

エキスパート・リンク株式会社
コンサルタント/中小企業診断士

申込から開講までの流れ

- Step 1 フォームにてお申込み **フォーム申込期限 5月7日(木) 18:00**
- Step 2 エントリーシート記入・提出
フォームからダウンロードをし、必要事項をご記入のうえ、下記E-mailアドレス宛にご提出ください。提出先E-mail: hqship@ex-link.co.jp
エントリーシート提出期限 5月9日(土) 18:00
- Step 3 面談選考のご案内 **メールにてご連絡 5月15日(金) 頃予定**
- Step 4 オンライン面談実施(5/18~5/20)
所要時間は30分程度を予定。受講要件の確認を行います。
- Step 5 受講合否のご連絡 **メールにてご連絡 5月22日(金) 頃予定**

本セミナーに関するお問合せ先

品川区創業支援セミナー運営事務局
エキスパート・リンク株式会社 IVP事業部
E-mail: hqship@ex-link.co.jp
件名に「創業支援セミナーについて」とご連絡ください。

講師・最終面談担当者紹介

【最終面談担当者】品川産業支援交流施設SHIP
インキュベーションマネージャー（中小企業診断士）



竹林 晋氏

エキスパート・リンク株式会社
コンサルタント／中小企業診断士

食品メーカー営業を経て、コンビニや移動販売、小売サービス業など多角的な経営を自ら実践。その経験を活かし、全国で1,000者を超える創業・事業支援や商店街活性化に携わる。本セミナーをはじめ多くの創業塾で講師を務め、理論と実体験に基づいた「明日から使える実践的なアドバイス」で、受講生一人ひとりの起業に向けた歩みを強力にバックアップしている。



水口 淳一郎氏



白井 有紀氏



中村 友樹氏

特定創業支援等事業とは

1か月以上4回以上の個別面談またはセミナー受講を経て、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得する事業です。区はこの支援を受けた創業者の求めにより、証明書を交付します。この証明書により以下の優遇措置を受けられます。

（※対象要件に当てはまっていない場合は、窓口面談またはセミナーをご受講いただいても証明書の発行はできません。）

1. 登録免許税の減免

認定を受けた特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行おうとする者または創業後5年未満の個人が会社（※1）を設立する際に登記にかかる登録免許税が軽減（※2 資本金の0.7%→0.35%）されます。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減されます。

（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）

2. 創業関連保証の特例について

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。

保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、**別途、審査を受ける必要があります。**

3. 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能となります。**別途、審査を受ける必要があります。**

創業支援セミナー受講による**特定創業支援等事業の証明書発行**は以下のA及びBの要件を満たした方に対し行われます。

A. ①②いずれかに該当するもの。

※「企業の代表者・個人事業主でない者」とは、設立登記を行ったか、開業届を出しているかどうかが基準になります。**所得税法上の事業所得のある者等は対象外になる可能性があります。**

①企業の代表者でない者、個人事業主でない者が品川区内に初めて創業する場合

②企業の代表者でない者、個人事業主でない者が品川区内に初めて創業し、引き続き品川区内で事業を継続して5年以内の場合

※現在営んでいる事業を継続しつつ、別の事業を始める場合は対象外となります。

B. 本創業支援セミナーにおいて、経営・財務・人材育成・販路開拓の講義を受け、1か月以上かつ4回、最終面談を含む合計5日間出席したものの。

※窓口面談およびセミナーの受講対象者は、創業者本人です。代理でのご受講はできませんのでご了承ください。

※区融資あっ旋制度創業支援資金（特定創業支援事業特例）を利用される場合は、特定創業支援等事業とは別に、複数回面談および審査を受ける必要があります。

※当区が発行する証明書をもって他創業支援機関が実施する助成金等に申込をされる場合は、事前に当該助成金等の対象要件を確認してください。各創業支援機関で個別に助成対象要件等を定めているので、当区が発行する証明書をもって、必ずしも優遇措置が受けられるわけではありません。

※対象要件に当てはまっていない場合は、窓口面談またはセミナーをご受講いただいても証明書の発行はできません。

講義場所のご案内

JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン
りんかい線「大崎」駅より徒歩8分



次回 創業支援セミナー開催予定

【日程】（いずれも木曜 18:30～20:30）
2027年

2月4日、18日、25日、3月4日、11日

※募集は12月上旬ごろ予定



品川産業支援交流施設 SHIP

品川区北品川5-5-15 大崎プライトコア4階

当施設は、（一財）品川ビジネスクラブが施設運営管理を行っています。

【SHIP公式SNS】

HP



X



Facebook



Instagram

